慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	新時代の刑事裁判における争点整理の在り方 : 争点整理の争点整理
Sub Title	Arrangement of issues in the criminal trial in a new era : arranging issues on arrangement of issues
Author	大西, 直樹(Onishi, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2015
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.31 (2015. 2) ,p.173- 189
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20150227-0173

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新時代の刑事裁判における争点整理の在り方

――争点整理の争点整理――

大　西　直　樹

1　はじめに
2　争点整理の位置づけと重要性
3　裁判員制度施行後の実務における「試行錯誤」
4　争点整理の在り方
5　おわりに

1　はじめに

平成 21 年 5 月 21 日に裁判員制度が施行され、以降、全国で 6682 件[1] の裁判員裁判が行われた。裁判員裁判の導入は、松尾浩也教授が「ガラパゴス的状況」にあると評した我が国の精密司法を脱却し、刑事裁判の在り方を根本から問い直す契機となり、この 5 年余の間に刑事裁判の姿は劇的に変化しつつある。これまでともすると講学上の概念に過ぎなかった公判中心主義、口頭主義、直接主義、集中審理といった刑事訴訟法の諸原則[2] は、刑事裁判実務における指針としての不可欠な位置づけを占めるようになった。供述調書依存の書面中心の証拠調べから法廷における人証の取調べを中心とした、公判で心証を形成できる証拠調べへと方向転換が図られつつあるのも、その現れの 1 つである。裁判員制度は、裁判員として参加する国民の高い意識と責任感に支えられながら、これまで概ね順調に運用され、定着しつつあるものの、刑事裁判の変革は、

1）平成 26 年 5 月 30 日時点の数値（最高裁判所ホームページ（http://www.saibanin.courts.go.jp）による。）。

未だ緒に就いたばかりである。今後、刑事訴訟法を体現する刑事裁判、すなわち、当事者主義を原則としつつ、争点に焦点を当てて、公判中心主義、口頭主義、直接主義を徹底した「核心司法」を実現するためには、実務家たる法曹三者が、研究者とも連携しつつ、在るべき刑事裁判像を日々具体的に思い描きながら、これを実践するためのたゆまぬ努力を重ねていかなければならない。

本稿においては、核心司法を実現する上での不可欠な要素となるべき争点整理の在り方について、実務家の立場から、重要であろうと思われる視点を指摘することとしたい。もっとも、筆者自身、刑事裁判に携わる中、争点整理の在り方について、試行錯誤を繰り返している途上であって、もとより網羅的かつ体系的な検討結果を論じる能力は持ち合わせていない。本稿は、日々、争点整理の在り方について考え、実践していることを、あくまでも現時点での到達点として、覚書的に記すものである[3)]。

2　争点整理の位置づけと重要性

⑴　争点整理の法的位置づけ

平成16年5月28日の刑事訴訟法の改正（平成17年11月1日施行）により、「第3章　公判」の第2節として「争点及び証拠の整理手続」が新設され、争

2）従前、刑事裁判実務においては、長きにわたり、明確な争点整理を行わないまま、五月雨式に多数回の公判期日を重ねつつ、捜査段階に作成された膨大な証拠書類を裁判官室で丹念に読み込んで心証を形成し、詳細かつ緻密な事実認定を行うという運用が積み重ねられてきた。このような実務の運用は、職権主義の色彩を帯びつつも、事案の真相の解明と適正な量刑の実現という意味において一定の評価を得てきたが、その一方で、刑事訴訟の建前と大きく乖離するものであり、国民にとってわかりにくいとの批判を招いていた。

3）争点整理の在り方については、以下のものをはじめ、実務家及び学者双方による論文や研究成果が発表されており、本稿も、それらの論文等からヒントを得た部分も少なくない。

笹倉宏紀「当事者主義と争点整理に関する覚書」（研修平成26年3月号（No.789）3頁）、河原俊也・岡崎忠之「争いのある事件についての争点整理の在り方⑴、⑵」（判例タイムズ1392号41頁、同1393号46頁）参照。

点整理及びその手続に関する規定が整備された。

その内容を概観すると、同法は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができるとした上（316条の2第1項）、公判前整理手続の内容の1つとして、「公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理する」こと（316条の5第3号）を規定し、その具体的な方法として、検察官及び弁護人に、それぞれ証明予定事実記載書面ないし予定主張記載書面の提出を義務づけている（316条の13第1項、316条の17第1項）。また、裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たっては、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認した上（316条の24）、公判期日においては、公判前整理手続期日の結果を明らかにしなければならない（316条31）。公判審理は、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果を踏まえて行われることになる。

裁判員裁判においては、公判前整理手続は必要的とされ（裁判員法49条）、それ以外の事件においては、任意的ではあるが[4]、いずれにせよ、上記規定は、公判前整理手続を行う場合には、公判を開始するに先だって、争点を整理し、裁判所及び当事者との間で争点について認識を共有した上、これを踏まえて取り調べるべき証拠を整理し、公判においても、争点を中心テーマに据えて審理を行うべきことを明らかにするものであり、争点に焦点を当てた「核心司法」を指向する規定であるとみることができよう。

⑵　争点整理の実務的位置づけと重要性

裁判員裁判においては、あらかじめ職務従事予定期間を定め、裁判員候補者を選定する必要があるところ、そのためには、争点整理とこれに基づく証拠整

4）実務上、争点が多岐にわたるような複雑な事件等において公判前整理手続が活用されている例が多いが、裁判員裁判非対象事件については、公判前整理手続に代わり、期日間整理手続が用いられる例も少なくない。

理、さらにはそれらの結果に基づく審理計画の策定が不可欠の前提となることはいうまでもない。

もっとも、争点整理の刑事裁判実務における位置づけは、それにとどまるものではない。すなわち、争点整理は、公判審理における中心テーマを設定する作用を果たすものであり、証拠整理もこれに基づいて行われることになる。しかも、審理の中心は、ひいては評議、判決の中心テーマともなるべきものであり、結局のところ、争点整理の精度は、これを前提とする審理や評議、判決の質をも左右し得るものである。無論、争点整理やこれに基づく証拠整理が不十分であっても、評議以降の段階で的確に「争点」を抽出し、これに焦点を当てた検討、判断を行うことも不可能ではないかもしれない。しかし、そのような運用の在り方は、判断者たる裁判員に注目すべき点が明らかにされないまま審理が進められるという意味で問題があるだけでなく、争点の抽出の在り方においても、当事者主義とかけ離れた職権主義的色彩の強い運用というほかない。もとより、何のための争点整理だったのかということ自体が問われることにもなろう。争点整理は、充実した公判の審理を行うための中心テーマ、ひいては評議、判決の中心テーマを設定するために行われるものである。争点に焦点を当てた核心司法は、的確な争点整理なくしては実現し得ず、その意味で、争点整理の重要性は強調しすぎることはないであろう。

⑶　争点整理の重要性とその射程（裁判員裁判非対象事件への波及）

上記１の在るべき刑事裁判像は、裁判員裁判において実現されれば足りるというものではない。少なくとも理念的には、裁判員裁判において目指すべきものが、裁判員裁判非対象事件の裁判には無関係ということはあり得ないのであって、裁判員裁判対象事件よりも軽い非対象事件の裁判においてのみ、争点を意識することもせず、従前の精密司法を踏襲するという、いわば倒錯したダブルスタンダードがまかり通ろうはずがない。上記のとおり、争点整理は、核心司法を実現する上での不可欠の前提となるという意味において特に重要なのであって、その重要性は、裁判員裁判対象事件にとどまらず、非対象事件にも

同様にあてはまるというべきである。

無論、裁判員裁判非対象事件の多数を占める1回結審可能な自白事件においても、公判前整理手続に付すなどして、明示的な争点整理、証拠整理を行うべきであるというわけではない。こうした事件についてそのような手続を経ることは必要でないばかりか、現実的でもない。必要性のない手続に時間と人的資源を費やして、結果的に裁判の迅速性が損なわれるとしたら、本末転倒というほかない。しかし、こうした事件についても、検察官において、捜査段階の被告人の供述状況や弁護人の証拠意見等をも踏まえつつ、核心司法的な中心テーマに焦点を当てた主張・立証命題を提示し、これを踏まえた意識的な証拠の厳選を心がけるべきであり、裁判員裁判対象事件よりも非対象の自白事件において、請求証拠、取調べ証拠の量が大幅に上回るような逆転現象は、避けるべきである。事件の種類・重さ等によって、具体的な手続の選択や進め方といった現象面は自ずと異なるものとなるにせよ、核心司法的な中心テーマに焦点を当てた審理という争点整理の目的は、どのような事件であれ、常に明確に意識されるべきであろう。

以下に述べる争点整理の在り方は、主として裁判員裁判を念頭に置いたものではあるが、基本的な考え方としては、裁判員裁判非対象事件にも同様にあてはまるものである。

3　裁判員制度施行後の実務における「試行錯誤」

争点整理の在り方については、裁判員制度施行以降、文字通り試行錯誤を繰り返してきたところであり、今なお、実務家の間で明確な「争点整理像」が共有されているわけではない。もっとも、これまでの試行錯誤の過程は、反省すべき点を多く含むものの、それだけに、今後、目指すべき方向を探る上でのヒントとなる面もある。そこで、以下、筆者なりに分析したこれまでの過程に簡単に触れることとしたい。

⑴　精密司法の残滓としての「詳密な」争点整理

裁判員制度施行直後における争点整理は、総じて、精密司法から脱却しきれずに、過度に詳密になる傾向があった。検察官は、供述調書を引き写すような詳細な証明予定事実記載書面を提出し、弁護人が、それに対し、あたかも民事事件の答弁書や準備書面のような詳細な認否を記載した書面を提出し、裁判所において、検察官と弁護人の主張に食い違いがあれば、その位置づけや重要性について十分な吟味や当事者との意見交換を行わないまま、「争点」として整理する――このような運用が標準的であったとまではいわないにせよ、少なからずみられた運用の実態であったように思われる。「争点」という言葉に引きずられ、当事者間に争いのある点はすべからく争点である、或いは、争点として整理すべきであるとのドグマにとらわれていたという面も否定しがたいであろう。しかも、そうして行われた「争点整理」の結果は、必ずしも、その後の審理、評議には引き継がれず、争点整理が自己目的化するといった現象も少なからずみられた。

そのような傾向は、公訴事実に争いのある事件においてのみならず、事件数の相当割合を占める自白事件の争点整理においてもみられ、むしろ、より顕著であった。このころの自白事件における典型的な争点整理の運用の１つは、検察官及び弁護人が、公判前整理手続において、多岐にわたる量刑事情を網羅的に主張し、いわゆる犯情、一般情状の別にかかわらず、そのすべてについての「認否」を確認し、争いがある量刑事情は、いずれも争点であると整理する方向で進められていくというものであった。しかし、多岐にわたる量刑事情について、当事者の主張を並べ、争いのある点とそうでない点を整理したところで、「核心司法」における公判審理の中心テーマが明らかになるわけではない。実際、せっかく行った量刑事情に関する「争点整理」が審理、評議に何ら活かされなかったり、逆に、詳密な「争点整理」にとらわれて、本来、争点とする必要のない量刑事情についてまでも証拠調べや評議を行い、判決においても、従前の裁判官裁判以上に長くて詳細な量刑理由が示されたりすることもあった[5)]。

このような制度施行直後の詳密な争点整理（当事者の詳細な主張について、そ

の重要性、位置づけを十分に検討しないまま、形式的に争いの有無を確認、整理するようなものになることが少なくなかった。）は、公判審理における中心テーマ、ひいては評議、判決の中心テーマとなり得るものを明らかにするという本来の目的を達することができていなかった点で深刻な問題をはらんでいたが、それ以外にも看過し得ない弊害をもたらしてもいた。

その1つが公判前整理手続の長期化の問題である。当事者双方において詳細に主張、認否を行うことを前提とした「争点整理」にはそれなりの時間を要する。その結果、従前の裁判官裁判においては、起訴後、1か月程度で第1回公判期日を迎え、1回結審できていたであろう自白事件について、上記のような「争点整理」を行うために数か月を費やし、その後呼出状送付における6週間以上の猶予期間（裁判員規則19条）も加わり、起訴後、一審判決に至るまでに半年以上かかるということも稀ではなかった。長時間を費やして行った争点整理が、より充実した審理、評議、判決を実現するための一助となるのであればまだ救いもあろうが、実際にはそうではなかったケースが多く、それだけに公判前整理手続の長期化の弊害は深刻なものであったと評価せざるを得ないであろう。

もう1つは、実質的には「証拠調べのリハーサル」ともいうべき争点整理手続の運用の問題である。

公判前整理手続の導入に当たっては、法律の立案段階から、予断排除の原則との関係で疑問を呈する声も少なくなかったが、公判前整理手続においては、原則として証拠内容に触れることはなく、事件の実体面について心証を形成することも予定されていない上、両当事者の参加を得て公正かつ中立的な形で行われるなどとの根拠から、予断排除の原則に反するものではないと説明されてきた。確かに、争点整理に必要な限度において当事者の主張に触れ、証拠整理に必要な限度で、請求証拠の標目や立証趣旨に触れ、さらに、証拠の採否の判

5）当事者の網羅的な主張を、量刑上の位置づけ等を十分に踏まえずに、平板かつ総花的に検討した結果を書き連ねたものになる限りは、どれだけ長く詳細な量刑理由を記載しても、結論たる刑を導いた説得的な理由を示すものにはなり得ない。

断等のために例外的に証拠の提示を求めるなどしたとしても、証拠の内容そのものに触れる場面は限られており、かつ、これにより心証を形成することは何ら予定されていないから、予断排除の原則に抵触することはないといえよう。しかし、裁判員制度施行当初の段階で、実際にしばしばみられたように、検察官が、被告人や被害者の供述調書を引き写すかのような詳細な証明予定事実記載書面を作成し、弁護人が、これに対する詳細な認否をするといった形で争点整理を進めていくとなれば、話は別である。証明予定事実を明らかにするに当たっては、事実とこれを証明するために用いる証拠との関係を具体的に明示すべきこととされているから（刑事訴訟規則 217 条の 20）、上記のような証明予定事実を提示することは、すなわち、裁判所に、当該証拠の内容そのものを示すのも同然ということになりかねない。証拠そのものを見ないとしても、その内容が引き写されたような「主張書面」のやりとりが行われれば、実質的には、公判審理で行われるべき証拠調べのリハーサルのような手続の色彩を帯びることは避けがたく、あくまでも争点整理のための手続であって、心証形成もしていないから、予断排除には当たらないなどといっても、レトリックに過ぎないとの批判を免れないであろう。

さらに、このような詳密な争点整理は、公判前整理手続に関与した裁判官と、公判審理のみに立ち会う裁判員との間での情報格差を生じさせる事態をも招来した。事件の実体面に関する情報格差は、裁判員と裁判官が、「同じチーム」のメンバーとして、対等な立場において協同するという、裁判員制度の根本をも揺るがしかねない要素であったといえよう。

以上にみたとおり、裁判員制度施行直後における争点整理は、過度に詳密で、その成果が審理、評議に引き継がれない傾向が顕著であったほか、公判前整理手続の長期化や予断排除原則への抵触のおそれといった深刻な問題を生じさせていた。

⑵ 反動としての「簡略な」争点整理

過度に詳密な争点整理は、これに対する反動として、過度に「簡略な」争点

整理をもたらした。

その傾向は、自白事件において顕著であり、公訴事実に争いがないことさえ確認できれば、「争点は量刑である。」と整理すれば足り、それ以上の争点整理は必要ないとの考え方が、当時の１つの潮流をなしていた。

また、否認事件においても、同様の傾向がみられ、例えば、間接事実積み上げ型の証拠構造の事件において、間接事実の存否に関する争いの有無については整理するが、各間接事実の重要性の程度や、間接事実レベルの証拠構造を意識した争点整理、証拠整理までは行わないといった例も少なからずみられた。

しかし、このような「簡略な」争点整理は、公判前整理手続の長期化への対症療法的な対策になった面はあるにせよ、公判審理における中心テーマを設定するという争点整理の役割を果たし得ないという意味においては、それ以前の「詳密な」争点整理と同様の問題をはらんでいたというべきである。

すなわち、上記の自白事件の例をとっても、公訴事実自体に争いはなくとも、例えば、殺人事件において、保険金目的の犯行であったのか、介護疲れの心中目的の犯行であったのかといった動機の如何は、構成要件要素そのものではないものの、行為責任の程度を左右し、量刑に大きく影響し得る事情である。したがって、そうした事情について争いがあれば、実質的には、否認事件とみることもでき、公判審理において、ひいては、評議、判決でも中心テーマとして取り上げるべきことになる。そうである以上、「争点は量刑である。」というだけでなく、行為責任を左右する重要な情状事実たる動機面についても、当事者の主張の対立軸を明らかにし、これを前提に証拠整理をすることが不可欠になるはずである。

また、上記の否認事件の例についても、間接事実の中にも重要性の濃淡はあるはずであり、すべての間接事実を平板に並べて、その存否を確認しただけでは、公判審理の中心テーマを設定することにはなり得ない。判断の分かれ目になる重要な間接事実はどれなのか、その存否を判断する上で決め手になる証拠はどれか、その証拠評価のポイントは何かといったことについても、公判前整理手続で議論し、整理してはじめて、公判審理、ひいては評議、判決の中心

テーマを明らかにすることができることになろう[6]。

⑶　実務における現在の取り組みの実情と方向性について
――目的的な争点整理へ

上記のように、実務における運用の実際は、「詳密」から「簡略」へと１つの極からもう一方の極へと、中心点を通り過ぎて大きく振れ、文字通り試行錯誤の道筋をたどったが、争点整理の在り方は、裁判員裁判施行当初から、運用上の主要な課題の１つととらえられ、裁判官の間でも、各種研究会、協議会等をはじめとするあらゆる場面で、意見交換や議論が重ねられてきた。

そのような中、上記⑴、⑵のような争点整理に対する反省を糧に、公判審理、ひいては評議、判決への連続性を意識した目的的な争点整理、すなわち、公判審理の中心テーマを設定することを目的とした争点整理が志向されつつあるように思われる。

また、その一環でもあるのだが、自白事件における争点整理については、量刑評議の在り方に関する議論、検討が深まる中で、行為責任に基づく基本的な量刑の在り方が、裁判官の間でより明確かつ意識的に共有されるようになったことを背景に[7]、公訴事実そのものに争いがない自白事件についても、行為責任の程度を左右する当該行為の社会的類型・社会的実体レベルでの当事者間のとらえ方の違いという観点からの争点整理を目指す考え方が根付きはじめている。

6）平成 26 年 3 月 10 日最高裁判所第一小法廷決定・刑集 68 巻 3 号 87 頁における横田尤孝裁判官の補足意見参照。

7）平成 24 年 10 月に司法研究第 63 輯第 3 号「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」が発表されたことを契機に量刑評議の在り方、ひいては、量刑の在り方そのものについて、裁判官の間での議論が急速に深められ、これを意識した運用が行われるようになった。検察官、弁護人が論告、弁論において主張する多岐にわたる量刑事情を、判決において「総合考慮」した上で、刑を量定するという従前の裁判官裁判の運用の枠組みは大きく転換され、行為責任に基づいて刑の大枠を定め、更生可能性等の事情を調整要素として加味して刑を量定するとの枠組みが用いられるようになった。

4　争点整理の在り方

以上を踏まえて、争点整理の在り方について、重要と思われる視点を指摘することとしたい。

⑴　目的的な争点整理

まずもって重要なのは、公判審理の中心テーマを設定するとの目的を十分に意識し、目的的に行うということである。公判審理のみならず、評議、判決をも念頭におきつつ、後に続くこれらの手続に引き継がれ、「核心司法」的な中心テーマの設定となるような争点整理を目指すべきである[8)]。

⑵　「争点」の定義を模索することに意味はない

それぞれの事件における公判審理の中心テーマの設定こそが目的であり、これを離れて、「争点整理」における「争点」とは何か、といった抽象的な議論をしたり、定義を模索したりすることには意味がない。少なくとも、当事者間の主張の食い違いすべてを「争点」とすべきでないことは明らかであり、あえていうならば、公訴事実及び重要な情状事実を中心とした要証事実のうちで、犯罪の成否又は量刑を判断する上での分岐点となるような当事者間の主張の食い違いを「争点」と考えれば、さしあたりの定義としては十分であろう。

8）筆者が裁判長を務める合議体においては、争点整理の結果について、公判前整理手続の結果顕出において口頭で明らかにするほか、公判前整理手続において当事者と確認した結果を記した書面（争点メモ）を裁判員にも配付する運用も試みている。争点メモを配ることにより、審理、評議の過程でも、同メモを参照しつつ、どの争点との関係の証拠の取調べを行っているのか、或いは、どの争点についての議論なのかといったことを、裁判員にも明確に意識してもらえるようになったように思われる。なお、公判審理に引き継がれることのない争点整理にとどまった場合には、このようなメモの配付自体が不可能又は無意味になるのはいうまでもない。

⑶　すべての事件に「争点」があるとは限らない

当たり前のことではあるが、上記⑵の意味における「争点」もない事件も存在する。つまり、公訴事実に争いがないだけでなく、行為態様、結果等の重要な情状事実についても争いがない場合もある。そのような事件において、無理に「争点」を作り出す必要はなく、例えば、犯罪の成否にも量刑にも影響がないような、些末な事実関係についての当事者の主張の食い違いを「争点」と整理する必要がないことはいうまでもない（そのような「争点整理」は、「核心司法」的な中心テーマの設定という目的と全く無関係であり、無意味である。）。

⑷　「争点」がないことを確認することにも意味がある

他方、上記⑶のような事件においては、公訴事実や重要な情状事実について、当事者間に争いがないことを確認すること自体に意味がある。刑事裁判においては、検察官が立証責任を負い、自白に拘束力はないから、「争点」がない場合であっても、公訴事実等については、検察官が証拠によって立証しなければならない。換言すれば、公訴事実や重要な情状事実は、いかなる刑事裁判においても立証命題とされることには変わりはなく、ただ、その一部に争いがある場合には（すなわち上記⑵の意味での「争点」がある場合には）、その争いがある一部に焦点を当てて、（他の要証事実よりも）重点的に、メリハリをつけて証拠調べを行うというのが争点整理とこれを踏まえた証拠整理の意味するところなのである。したがって、「争点」がないことの確認は、これを踏まえた必要にして十分な立証を検討することを可能とするという意味で、当該事案に応じた適切な証拠の厳選の前提となる（特に重点的な立証命題はなく、すべての要証事実について過不足なく証拠を採用し、これを取り調べるということになろう。）。また、「争点」がないことが確認できれば、公判審理、評議における中心テーマが、被告人にいかなる刑を科すべきかという量刑にあることが明らかになり、その意味で、上記確認そのものにより、公判審理の中心テーマが設定されるといってもよいであろう[9)]。

⑸　争点整理の出発点は、検察官の要証事実の提示にある

刑事裁判における主たる要証事実は、公訴事実と重要な情状事実であり、これらは、検察官が、起訴状及び証明予定事実記載書面により提示することになる。争点整理は、検察官の要証事実の提示に始まることとなる。

⑹　検察官が当初提示した要証事実が、必ずしも争点整理の前提となるとは限らない

もっとも、検察官が、起訴状及び証明予定事実記載書面に記載した事実を無批判に、争点整理の出発点としての要証事実に据えるのは妥当ではない。例えば、起訴状に、被告人が、被害者に対し、その胸部を包丁で15回突き刺して殺害したとの公訴事実が記載されていた場合、刺した回数が「14回」であったのか「15回」であったのかという具体的な回数そのものは、犯罪の成否には無関係であるだけでなく、量刑上も必ずしも重要な意味を持つものではないと考えられる。そのような場合に、弁護人において、被告人が「十数回」突き刺して殺害したことは間違いないが、突き刺した回数は「15回」ではないとの意見を述べたからといって、公訴事実のうち、刺した回数に争いがあるとして、あえてこれを争点化する必要があるだろうか。

このような場合には、突き刺した回数が、「十数回」であろうと「15回」で

---

9)「争点」がないことを確認する争点整理は、「争点は量刑である。」という上記3⑵にいう簡略な争点整理とは全く異なるものである。前者においては、争点整理の中で、例えば、「1　公訴事実には争いがない。2　犯行態様（面識のない被害者に対する路上強盗）、結果（公訴事実記載のとおりの傷害の結果及び財産的被害）、共犯者間での立場、役割（首謀者であり、計画段階及び実行段階において主導的な役割を果たした。）等の重要な情状事実についても争いがない。3　本件は、被告人にいかなる刑を科すべきかが審理、評議の中心となる事案である。」などとして、犯罪の成否、量刑において判断の分岐となるような事実について当事者間に争いがないことを確認し、明示することになるが、後者においては、上記例における「2」の部分（情状事実について争いがあるかどうか）の確認が行われない。殺人事件における動機等、公訴事実外の重要な情状事実で、量刑の分岐点になり得る事実に関する争点の有無が確認されておらず、争点整理が不十分なままに、公判審理において、その点に関する主張、立証がなされるという事態も生じかねない。

あろうと、犯罪の成否には関わりなく、量刑上の評価も異ならないとの見解に立って、検察官において、公訴事実中、「15 回」の部分を「十数回」に変更する旨の訴因変更ないし起訴状の訂正を行い、これを新たな出発点として争点整理をすることも検討すべきであろう。そのような柔軟な要証事実の再設定により、「公訴事実に争いがないほか、鋭利な包丁で十数回胸部を突き刺すという危険な方法によって殺害したとの犯行態様を含む重要な情状事実についても争いがない、本件は、被告人に対していかなる刑を科すべきかが審理、評議の中心となる事案である。」、などと争点整理をすることも可能となる。「争点は、被告人が被害者を刺した回数である。」などとする争点整理よりも、遥かに実質的かつ「核心司法」的な中心テーマの設定となり、より目的的な争点整理ともいえるであろう。

⑺　当事者主義の下、基本的には、当事者の主導で整理されるべきである

争点整理は、裁判所の主宰する公判前整理手続において行われるものではあるが、争点整理の出発点となる要証事実の提示やこれに対する応答は、検察官、弁護人が行うべきものであり、これを踏まえた争点整理においても、当事者主義の下、検察官、弁護人が、積極的にイニシアチブをとって行うべきである。もちろん、裁判所においても、検察官、弁護人の提出する主張や争点の整理の在り方を無批判に受け入れるだけで足りるというわけではない。上記⑹のような要証事実の設定の場面をも含め、検察官や弁護人の主張について、犯罪の成否や量刑を判断するに当たっての位置づけ、重要性などについて適切に釈明するなどして、審理、ひいては評議、判決にも引き継がれるべき目的的な争点整理を実現すべく交通整理を行うべきことはいうまでもない。

⑻　公訴事実に争いのない「自白事件」については、量刑の分岐点になるような重要な情状事実についての争いの有無を確認しなければならない

公訴事実に争いがない事件については、審理、評議の中心は、被告人にいかなる刑を科すべきかという点に帰することになる。しかし、公訴事実そのもの

に争いがないとしても、殺人事件や放火事件等、いわゆる動機犯については、犯行動機や犯行に至る経緯に争いがあり、ひいては、当該行為の社会的類型・社会的実体のとらえ方に違いがあれば、量刑を左右する行為責任の程度の評価も当事者間で大きく異なる可能性がある。また、強盗致傷事件や強姦致傷事件等における計画性の有無及び程度、共犯事件における共犯者間での立場、役割等に争いがある場合にも、行為責任の程度の評価が実質的には異なり得る[10]。

このように量刑の分岐点となるような重要な情状事実に関する主張の食い違いがある場合には、当該事情についても適切に争点整理をし、かつ、これを踏まえた証拠整理を行うことが不可欠となろう[11]。

⑼　争点整理は証拠構造を踏まえて行わなければならない

主として否認事件における争点整理で留意すべきことであるが、争点整理は、証拠構造を十分に踏まえて行わなければならない。例えば、被告人が公訴事実について身に覚えがないとしている場合に、単に「本件の争点は、被告人と犯

10）どのような情状事実が、行為責任の程度を左右し、量刑の分岐点となり得るかは、犯罪類型によっても異なる。例えば、殺人においては、保険金目的であるのか、介護疲れの心中目的なのか、被害者からの度重なる暴力の末の行為なのかといった動機の違いは、責任非難の程度を大きく左右する事情となるが、強盗致傷事件においては、利欲的な動機に基づくのが普通であり、動機の違いそのものによって責任非難の程度が左右されるケースは稀であると考えられる（金銭的に困窮した原因が、ギャンブル等による浪費によるのか、健康上の理由もあって職に就けず、やむを得ず、生活費を得ようとギャンブルを重ねたためであるのかといった主張の違いがあるケースも想定されるが、いずれであったとしても、利欲的な動機から強盗致傷に及んだ点で異ならないのであれば、量刑上特に有意な事情とはいえないであろう。）。

情状事実に関する争点整理を行うに当たっては、当事者間で主張が食い違う事情が、当該事件類型において、行為責任の程度を左右する量刑の分岐点となるような重要性を有するものかを十分に判断する必要がある。

11）重要な情状事実に争いがある場合には、①評価の根拠となる事実レベルで争いがあるという場合と、②事実レベルには争いがないが、その評価において当事者間で食い違う場合とがあるので、そのいずれのレベルで争いがあるのかということをきちんと整理した上、その整理を踏まえて、当該争点について、いかなる証拠調べが必要になるかを吟味する必要があろう。

人の同一性である。」ということを確認しても、公判審理における中心テーマの設定としては不明確に過ぎるし、証拠整理の前提としても不十分である。このような場合には、検察官が、目撃者の供述等の直接証拠による証拠構造を予定しているのか、もっぱら間接事実の積み重ねによって立証することを予定しているのかを明確に把握した上、前者（直接証拠型）については、必要に応じ、目撃者供述の信用性に関わる重要な視点のレベルにまで掘り下げて、争点整理をした上で、これを踏まえて証拠の採否を決定すべきである（例えば、客観的事実との符合が信用性判断の主たる視点となる場合には、その客観的事実の存否自体に争いがあるかどうかを確認することが適切な場合も考えられよう。）。また、後者（間接事実積み上げ型）については、単に、検察官の主張する間接事実とこれに対する弁護人の認否を列挙するだけでは足りず、要証事実の推認力という観点から、判断の分岐点になるような間接事実とそれ以外の間接事実とを仕分けしつつ、場合によっては、推認力の乏しい間接事実については主張、立証自体を控えるという選択肢の検討を当事者に促すこともあり得よう。そして、重要な間接事実についても、その存否についての争いの有無を確認するだけでなく、同事実の存否を判断する上で決め手になる証拠はどれか、その証拠評価のポイントは何かといった点まで掘り下げて、争点整理を行いつつ、これを踏まえて証拠の採否を決定すべきであろう。そのレベルまでの争点整理ができてこそ、公判審理における真の意味での中心テーマが明らかとなり、また、これに沿った証拠整理ができてこそ、個々の証拠の取調べ時に、当該証拠がどの争点との関係で取り調べられており、どのような点に着目してその取調べを見聞きすればよいかということについて裁判員との間でも明確に認識の共有を図ることができよう。

⑽　争点整理の在り方の追求に終わりはない

争点整理の在り方については、これまでも検討と改善が重ねられてきたし、その中で、少しずつ「結晶」となりつつある部分もある。しかし、争点整理は、事件の性質、証拠の質・量と証拠構造等を踏まえ、個々の事件で目的的に行わ

れるべきものである。唯一無二の「正解」があるわけでもない。

今後も、実務の積み重ねの中で、事件ごとに、審理、ひいては評議、判決の中心テーマの設定という目的に沿った争点整理を目指しつつ、理論面での裏付けの検討等も含め、よりよい争点整理の在り方の追求を続けていくべきであろう。

5　おわりに

冒頭にも述べたとおり、争点整理は、裁判員制度導入以降の新時代の刑事裁判における「鍵」ともいうべき重要な手続である。その重要性は、裁判官の間ではもとより、検察官、弁護人との間でも共有されつつあり、裁判員裁判後のいわゆる法曹三者による「振返り会」においても、争点整理の在り方について実践的な議論が活発に行われている。

今なお、試行錯誤の途上ではあるが、争点整理手続そのものだけでなく、ひいては、審理、評議、判決を含めた刑事裁判全体の運用を改善するためにも、刑事裁判に携わるすべての実務家が、研究者による理論面での成果をも活かしつつ、争点整理の在り方について、正面から向き合い、検討を続けていくべきであろう。本稿は、「争点整理の争点整理」と題し、今後の更なる検討への1つの足がかりになればとの思いから記したものではあるが、思いつくままに、思いついたことを書き並べただけで、特に実務家にとっては、新鮮味のない、当たり前の内容ばかりになってしまったようにも思える（当たり前のことをあえて確認するのも「争点整理」だとは考えているのではあるが。）。生来の遅筆故に、検討と考察が不十分なままに、かつ、文章の推敲も不十分なままに脱稿することになり、心苦しいばかりであるが、安冨先生への心よりの感謝と敬意を込めて、恥を忍んで投稿させていただくこととした。